

◆紙類の分け方・出し方

紙製容器包装類

- 紙製容器包装とは、商品を入れたもの(容器)や、包んだもの(包装)であって、商品が消費され分離された場合に不要となったものを言います。下記マークのついているものは、紙製容器包装です。
- マークがない紙箱類、台紙類、包装紙類、紙袋類などは、雑がみとなりますが、紙製容器包装と共に資源袋に入れて出してください。



このマークのついているものは、**紙製容器包装**です。

資源ごみ

【出し方】

- 指定袋に入れて出す。
- 午前8時30分まで出す。

月2回収集



対象になるもの

- 紙缶・カップ類
(食料品や日用品の紙缶・紙パック)



お菓子などの筒型紙缶



アイスクリームなどの紙カップ、卵パック(紙製)

- フタ類
(食料品や日用品の紙製のフタ)



アイスクリーム・カップ麺・牛乳などの紙製のフタ

- パック類
(内側にアルミ箔が貼られているもの)

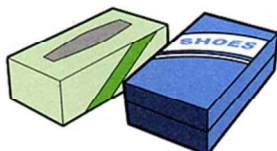


酒・ジュースなどのパック

- 包装紙類
(デパートなどの包装紙)



- 紙箱類 (食料品や日用品の紙箱)



靴・おもちゃの空き箱
ティッシュの外箱など



菓子箱などの空き箱

- 紙袋 (食料品や日用品を入れた紙袋)



割りばしの袋、紙袋

- 台紙類 (食料品や日用品を固定した台紙)

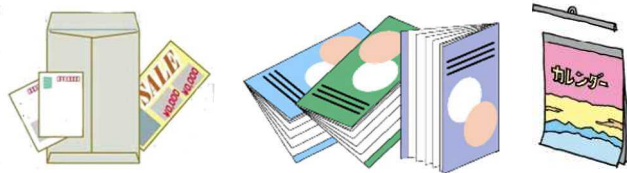


歯ブラシなどを入れた
プリスターパックの台紙



3個組プリン・ヨーグルト
などの台紙

- 雑がみ (紙マークのない紙)



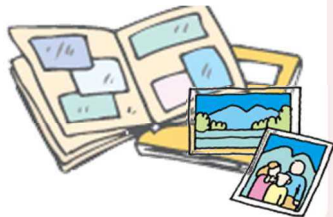
ノート・ハガキ・封筒・カレンダー(金具は除く)・OA用紙・パンフレット・カタログ・紙製ファイル(金具、プラスチックは除く)など

紙製容器包装類の出し方

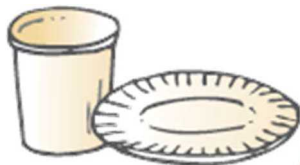
- ・個人情報に関わる書類は、その部分だけを切り離すなどし、リサイクルをお願いします。
- ・分離できない複合素材の場合、重量で最も主要な素材により分離します。
- ・ティッシュ箱の取り出し口のビニールや、紙袋のプラスチック製の取手などは取り外してください。
- ・汚れが落ちない場合は、もえるごみとして出してください。
- ・テープなどの粘着物や、食品などの異物が付着しているとリサイクルが出来ませんので、出す前にきれいに汚れを取り除いてください。
- ・紙パックの内側にアルミ箔が貼ってあるもの→紙製容器包装へ
- ・紙パックの内側にアルミ箔が貼ってないもの→紙パックへ

雑がみとして出せない紙 ～燃えるごみとして扱う紙～

- 写真
写真プリント紙



- 防水加工紙
(紙コップ・紙皿など)



- 感熱紙
(レシート・ファックス用紙など)



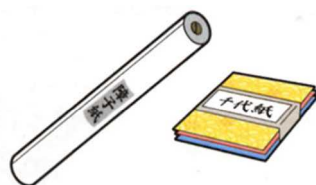
- カーボン紙・感熱複写紙 (宅配便の複写伝票など)



- 圧着ハガキ



- 習字紙、障子紙



- 油の付いた紙



- テープなどの粘着物のついたもの



◆もえるごみになる紙

- 写真、写真プリント紙、アルバム
- 圧着ハガキ (シールをめくり内容を見るタイプのハガキ)
- 紙コップ、紙皿などのワックスのついた紙
- シールの台紙などのビニールコート紙
- カーボン紙や複写式伝票などのノーカーボン紙
- 点字加工紙、立体ロゴが入った名刺などの立体コピー紙
- ファックス用紙、レシートなどの感熱紙
- ハンバーガーの包み紙などの油紙、防水加工紙
- 習字紙、障子紙などの和紙
- 引っ張ったらビニールが見えるなどのビニール加工紙